

「建交労とうきょう」はいつでもみなさまからの記事や写真を待っています。  
(メール) tohonbukenkouro@smile.odn.ne.jp  
ホームページ  
<http://www.kenkouro.com/>

# 建交労

# CTG とうきょう

# 建交労東京都本部機関紙

発行所  
全日本建設交通一般労働組合東京都本部  
〒135-0048  
江東区門前仲町1-20-3  
東京建設自労会館7階  
電話 03 (3820)8644(代)  
fax 03 (3820)8646  
編集発行人 松田 隆浩  
1部15円組合費に含まれる(〒60円)

2年が幕を開けました。

東京では、都議選での野党の前進を確信にして25ある小選挙区のうち18で候補を一本化し、激しい競り合いの末7名が当選するなど絶大な効果を示しました。

民所得の増加、ジェンダー平等、  
地球温暖化防止をめざす市民と監



書記局撮影

である政権の誕生が迫っている」とに恐怖を覚えた支配層は、自民党総裁選を利用したメディアジャックで、憲法、外交、安全保障、未 来社会の分野での野党の政策不一致を最大限指摘し、日本共産党が暴力革命をめざしているとか天皇制を廃止しようとしているなどのデマ攻撃を繰り広げました。議席を争うのが選挙ですから、自民・公明・維新の会に三分の一を許したのは、敗北と言わなくてはなりません。特に比例区での得票後退は痛手です。

しかし、少なくない選挙区で大物議員を落選に追い込み、当選はできなかつたがぎりぎりまで攻め上げるなど、候補者一本化の効果は絶大です。

予定されている参議院議員選挙は、政権選択の選挙ではないと言われています。市民と野党の共闘を進めるならば、改憲を良しとする勢力を少数派に追い込むことが

自民・公明・維新の会に三分の一を許したのは、敗北と言わなくてはなりません。特に比例区での得票後退は痛手です。

面的にサポートし対応しています  
また、東部支部が基軸になつて  
立ち上げた組織拡大検討委員会で  
は労働相談をいかに組織拡大に結  
び付けるかについて専門的に検討  
し、実践しています。

事業団の仕事獲得、合同ユニオ  
ンの組織拡大、運輸支部の強化等  
を決議し、協同と前進を誓い、ま  
た1年団結して頑張る決意です。

建交労東京東部支部は、12月6日（日）、富岡区民館で第22回定期大会を開催しました。昨年に引き続きコロナ対策として出席者を最少限に絞つての開催となりました。東部支部は高齢者事業団の分会、東部合同ユニオン運輸支部、木材合同等の組合員で構成されています。都本部に依頼

高齢者事業団は終戦時の失業対策事業から出発し、現在では、働かないと生活できない高齢者の仕事の受け皿へと発展し、公園清掃などの仕事拡充のため毎年都や区に要請を行っています。東部合同ユニオン（建設・運輸専門）は組員が定年付近になり組織の継続が課題ですが、ドライバーズ交流

～仲間の団結で強固な支部建設を～労働相談を組織拡大へ結び付けよう～東部支部第22回定期大会開催



2021年12月6日 富岡区民会館で開催しました。団結して頑張ろう！



## 働く仲間の要求前進へ 12月21日(火) 東京労働局交渉(高齢者)

12月21日

●1 東京都と東京労働局との

(火) 東京都本部は、東京労働局と交渉を行いました。

年に2回、春は

トラックとバスの

要請、秋は高齢者

と建設についての

要請を行つていま

す。今年もコロナ

禍で人数を制限し

た要請行動となり

ました。各要請項

目に対する東京労

働局の回答は以下

です。

九段下の合同庁舎で行われました

高齢者の多様な働き方への支援に関する定期協議内容において「シルバー人材センターの育成援助・・・」について「シルバー人材センター等の育成援助・・・」に改正後の育成援助の具体的な内容について下記の項の具体的な実現に向け働きかけを強めること。

(1) 高安法による援助育成団体はシルバー人材センターだけではないことを東京都及び都内各自治体に周知徹底すること。

A シルバー人材センター以外の団体もその対象に含まれるというところで考へている。地方公共団体において、どのような団体を援助育成をするかについては、各地方公共団体が地域の実情を踏まえて判断することになると認識している。各自治体から問い合わせがあった場合は、法の解釈はシルバー人材センター以外の団体も含まれると認識して頂くよう適切な説明を実施し

(2) 地方自治法施行令第16条の2第1項第3号の改正交付に伴つてシルバー人材センターに「准ずる団体」の基準を作成するよう東京都に働きかけること。

A 要請があつたことを本省に伝える。

(3) 東京都内の働きたい高齢者の紹介と誘導の実施の為、事業団協議会のパンフ及びチラシの配布等について昨年に続き実施すること。

A 高年齢求職者支援の一環として活用させて頂いている。ハローワークの周知広報用ラックへの設置や窓口の配布について東京労働局より指示している。引き続き活用させて頂きます。

A 今年度の法改正により、6歳になりました。さらに無年金、低年金で生活のために働かなければならぬ70歳以上の高齢者に対する施策の具体化を行うこと。

A 5歳までの雇用機会が確保されることを大前提として、70歳までの就業機会の確保について事業所の努力義務となつた。70歳以上の高齢者に対する施策の具体化については、要請があつたことを本省に伝える。

(2) ハローワーク内にソーシャルファーム団体のチラシなどを設置すること。

A 国の機関であるハローワークにおいて、特定の団体のチラシ・パンフレット等の設置については、公益性の観点から好ましくない」と考えている。また、「どのような活動をしていることなどは本省に伝える。

(3) 働くことを希望する80歳以上の高齢者に関しては就労困難者として認定するよう都に働きかけてください。

A 80歳以上の高齢者の立場として就労困難者とできるかどうかは東京都の判断によるところでお応えができない。要請があつたことは東京都に伝えます。

おいて、認証ソーシャルファーム団体において雇用する就労困難者と認められる者の基準について、「就労を希望しながら、心身の障害をはじめ、社会的、経済的、その他の事由により就労することが困難な者であり、認めた者をいう。」と定められており、ハローワーク等に応じて支援が必要であると認められた者は、就労困難者として認定するよう都に働きかけてください。

シラシの内容が、求人条件等が記載されていると求人票と同等と考へられハローワークで設置できないという考え方となる。また、どのような活動をしているかを説明するだけのチラシの内容であつたとしても、問題がないか慎重に判断することになる。現段階にてチラシの設置の回答については差し控えたところ。

（3）働くことを希望する80歳以上の高齢者に関しては就労困難者として認定するよう都に働きかけてください。

（3）働くことを希望する80歳以上の高齢者に関しては就労困難者として認定するよう都に働きかけてください。